

御船町職員措置請求書

御船町長山本孝二に関する措置請求の要旨

一 請求の要旨

平成 21 年 2 月 10 日及び平成 21 年 5 月 29 日に、御船町長山本孝二が農林水産省の地域バイオマス利活用交付金、金 292,793,000 円を御船竹資源開発㈱に交付した。そのうち、平成 21 年 5 月 29 日に交付した補助金、金 92,793,000 円について、監査、調査し、責任の所在を明らかにし、執行責任者である御船町長山本孝二に対して、御船町に支払いを請求する事を求める。

補助金交付の経緯

平成 21 年

- 1 月 13 日 御船竹資源開発㈱から町へ補助金概算払請求
- 1 月 14 日 町から国へ交付金概算払請求
- 1 月 27 日 国から町へ金 200,000,000 円交付
- 2 月 10 日 町から御船竹資源開発㈱へ金 200,000,000 円交付
- 3 月 19 日 御船竹資源開発㈱から町へ補助金減額申請
- 3 月 23 日 町から国へ交付金変更承認申請
- 3 月 30 日 国から町へ交付金変更決定通知
- 3 月 31 日 町から御船竹資源開発㈱へ補助金減額交付決定通知
- 4 月 3 日 御船竹資源開発㈱から町へ実績報告書提出
- 4 月 6 日 町から国へ実績報告書を提出
- 4 月 21 日 国から町へ交付金確定通知
- 4 月 23 日 国から町へ金 92,793,000 円交付
- 5 月 22 日 御船竹資源開発㈱から町へ補助金請求
- 5 月 29 日 町から御船竹資源開発㈱へ金 92,793,000 円交付

* 御船竹資源開発㈱に対する交付金額は合計、金 292,793,000 円

補助金交付の不当性

事業計画全体、資金調達等に関して、適切な調査、確認及び指導を欠くなど、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律、地域バイオマス利活用交付金実施要領・実施要綱、御船町補助金交付規則、農林水産省からの通達 20 農援第 1148 号等に照らし合わせても不当な手続きと交付といえる。

- ・ 会社は、自己資金を一切調達できておらず、土地、工場建物等も無い。さらに、日本政策金融公庫から、正式に融資を断わられていたにもかかわらず、他金融機関等からの融資確約も無いまま、補助金を支払っている。
- ・ 平成 20 年度の変更申請書及び実績報告書の中で、調達できていない事業資金を、

その他の資金として計上しているなど、不透明な部分が多々あるにもかかわらず、必要な調査、指導をしていない。

- ・ 御船竹資源開発(株)は、補助金申請にあたり、正確な竹林面積を調査しておらず、地域バイオマス利活用交付金の要件である、未活用バイオマス 40%以上の利用の根拠が定かではないにもかかわらず、必要な指導をしていない。
- ・ 事業計画では、関連組織、関連団体からの充実した支援体制による優位性を謳っているが、事実かどうか確認を取っていない。
- ・ 商品販売に関する有効な契約書、確約書、覚書が無いにもかかわらず、必要な指導をしていない。
- ・ 施設整備事業の契約にあたっては、原則競争入札とされ、競争性、透明性が十分に図られなければならないにもかかわらず、必要な指導をしていない。

町に与えた損害

この補助金交付を受けた後も、御船竹資源開発(株)は事業を開始できず、平成 22 年 2 月 9 日付けで、補助事業の中止を申し出る事態に至った。御船竹資源開発(株)は、補助金返還を申し出るも期限内に返還せず、現在町は国に対して、金 292,793,000 円の交付金返還義務を負っている。また、御船竹資源開発(株)の補助事業に関して、役場職員の人件費、関連経費を考え合わせると、現時点でも多大な損害が町に生じていると言える。

よって、御船町長山本孝二が、御船竹資源開発(株)に対して交付した金 292,793,000 円の内、平成 21 年 5 月 29 日に町が交付した補助金、金 92,793,000 円について、監査、調査し、責任の所在を明らかにし、執行責任者である御船町長山本孝二に対して、御船町への支払いを請求する事を求める。